

最低制限価格算出方法の変更について

最低制限価格の算出方法を平成24年4月1日以降の公告から下記のとおり変更します。

①一般土木工事（上水道工事除く）

$$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

②一般土木工事（上水道工事）

$$\begin{aligned} &\text{材料費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \\ &+ \text{一般管理費} \times 0.3 \end{aligned}$$

※材料費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は材料費を含まないこと。

③建築工事等

$$\text{〔一般〕 直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9$$

$$+ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

$$\text{〔解体工事〕 直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9$$

$$+ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

※建築工事に付随する設備工事は上記〔一般〕に準ずる。

④鋼橋製作・架設工

$$\text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9$$

$$+ (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

⑤水管橋製作・架設工

$$\text{直接製作費} \times 0.95 + \text{間接労務費} \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費}) \times 0.8$$

$$+ \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費})$$

$$\times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

⑥機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

$$(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9$$

$$+ (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8$$

$$+ \text{一般管理費} \times 0.3$$

⑦電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

$$\text{機器単体費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9$$

$$+ (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

⑧上水道機械設備工事

$$\text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9$$

$$+ \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。

⑨上水道電気工事

$$\begin{aligned} & (\text{機器費} + \text{製作原価}) \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費} + \text{指導員派遣費}) \times 0.8 \\ & + \text{一般管理費} \times 0.3 \end{aligned}$$

※機器費には購入機器費を含むこと。

⑩下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3 \end{aligned}$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とします。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とします。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、算出するものとします。

※上記により算出された金額に1万円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てることとします。ただし、上記の考え方により算出された金額が予定価格の3/5を下回るときは3/5（1万円未満切り上げ）とし、17/20を超えるときは17/20（1万円未満切り捨て）とします。